

第5章 インドネシア

ーエスレート農業の大国ー

黒木 弘盛

はじめに

インドネシアは赤道直下にある世界最大の群島国家である。17,508*の島から構成され、総面積 189 万平方キロメートル（日本の約 5 倍）に 2 億 3 千万人（08 年政府推計）の人口を擁する世界第 4 位の大国である。その人口の 8 割以上がジャワ島、スマトラ島、スラウェシ島の 3 島に住んでいる。人口は年率 1.34%(2006 年/2000 年)で増加しており、毎年約 300 万人の人口が増加していると言われている。

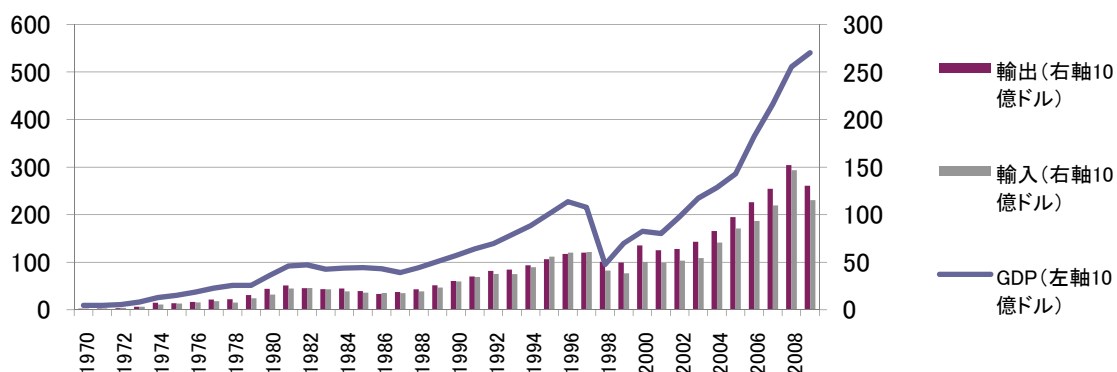
我が国がインドネシアに多額の ODA を拠出していることから、開発途上国のイメージがあるが、実態は経済成長著しい中進国であると考ええる。

* Indonesia Naval hydro-Oceanographic office

1. インドネシアの経済と貿易の概要

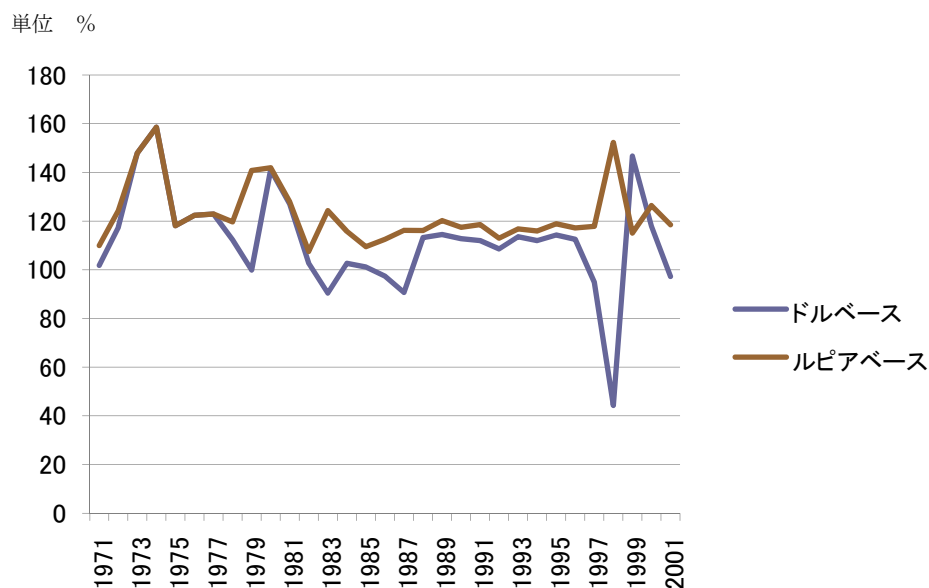
インドネシア経済は、70 年以降インドネシア通貨で見た名目 GDP は、順調に伸びているが、ドルベースに換算した GDP では 80 年代の経済の停滞と 97 年のアジア経済危機の際の 2 年間に急激な落ち込みを見せている以外は順調に成長しており、インドネシア政府統計では 09 年はドルベースの GDP が 5,613 億ドル(対前年伸び率 10.3%)、1 人当たり GDP が 2,590 ドル(同 18.2%)となっている。(第 5-1,5-2 図)

貿易収支は、98 年以降常に黒字に転じており、鉱物資源やパームオイルの好調な輸出に支えられている。主な輸出産品は石油・ガス(16.0%)、鉱物性燃料(12.0%)、動植物油(10.5%)、主な輸入産品は、機械・電機(26.8%)、石油・ガス(19.6%)となっている。



第 5-1 図 インドネシアの GDP と輸出入額の推移

資料：IMF 統計



第 5-2 図 インドネシアの名目 GDP 対前年比の推移

資料：IMF 統計

インドネシアの主な貿易相手国は、アジア太平洋諸国となっている。

主な輸出先は日本、中国、米国、シンガポールになっている。日本と米国のシェアの低下が目立っている。また、輸入先はシンガポール、中国、日本、米国になっている。シンガポールと中国の躍進が目立っている。(第 5-1 表)

第 5-1 表 主な輸出入相手国の推移

単位：%

輸出先	2007	2008	2009	輸入先	2007	2008	2009
日本	20.71	20.25	15.94	シンガポール	13.21	16.87	16.06
中国	8.48	8.49	9.87	中国	11.49	11.8	14.46
米国	10.18	9.51	9.31	日本	8.76	11.71	10.17
シンガポール	9.2	9.39	8.81	米国	6.43	6.1	7.32
韓国	6.65	6.65	6.99	マレーシア	8.61	6.91	5.87
インド	4.33	5.23	6.38	韓国	4.29	5.36	4.9
マレーシア	4.47	4.69	5.85	タイ	5.76	4.9	4.76
台湾	2.28	2.3	2.9	豪州	4.03	3.09	3.55
豪州	2.98	3	2.8	サウジ・アラビア	4.53	3.72	3.24
タイ	2.68	2.67	2.78	台湾	2.01	2.21	2.47

資料：World Trade Atlas から作成

2. アジア太平洋諸国との輸出入

(1) インドネシアからアジア太平洋諸国への輸出

1) 全品目

03年から08年にかけて、インドネシアのアジア太平洋地域向けの輸出は大幅に増加した。03年から08年にかけて輸出は2.3倍に増加している。07年から08年にかけて急速に伸びているのは、08年の世界的な資源、農産物価格の高騰により貿易金額が急速に伸びたためである。

08年のインドネシアから本地域に向けた輸出の総額は1,002億ドルであり、輸出の中心となったのは鉱物資源(396億ドル, 39.7%)、農水産物(141億ドル, 14.1%)、皮革・繊維(116億ドル, 11.6%)、である。(第5-3図)

しかしながら、09年にはリーマンショックを契機とする世界的な不況や、鉱物・資源、農水産物、化学・ゴムの価格が低下し、輸出額は大きく減少している(▲15.7%)。

品目でみると、鉱物資源(396億ドル, 39.7%)、農水産物(141億ドル, 14.1%)、皮革・繊維(116億ドル, 11.6%)、化学・ゴム(106億ドル, 10.6%)の順に大きい。鉱物資源、農水産品はともに総輸出に占めるシェアを高めつつある。

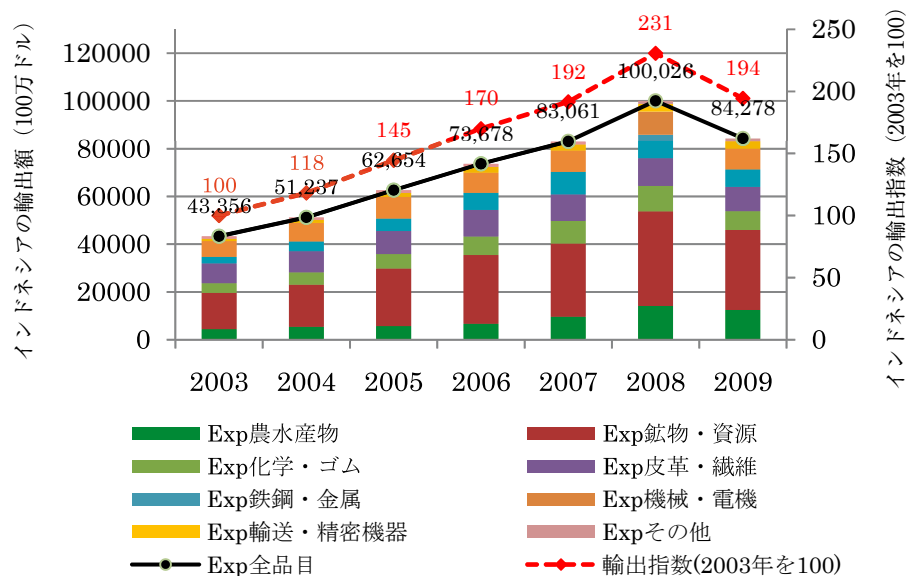


図 5-3 インドネシアの輸出額と輸出指数

資料：World Trade Atlas から作成。

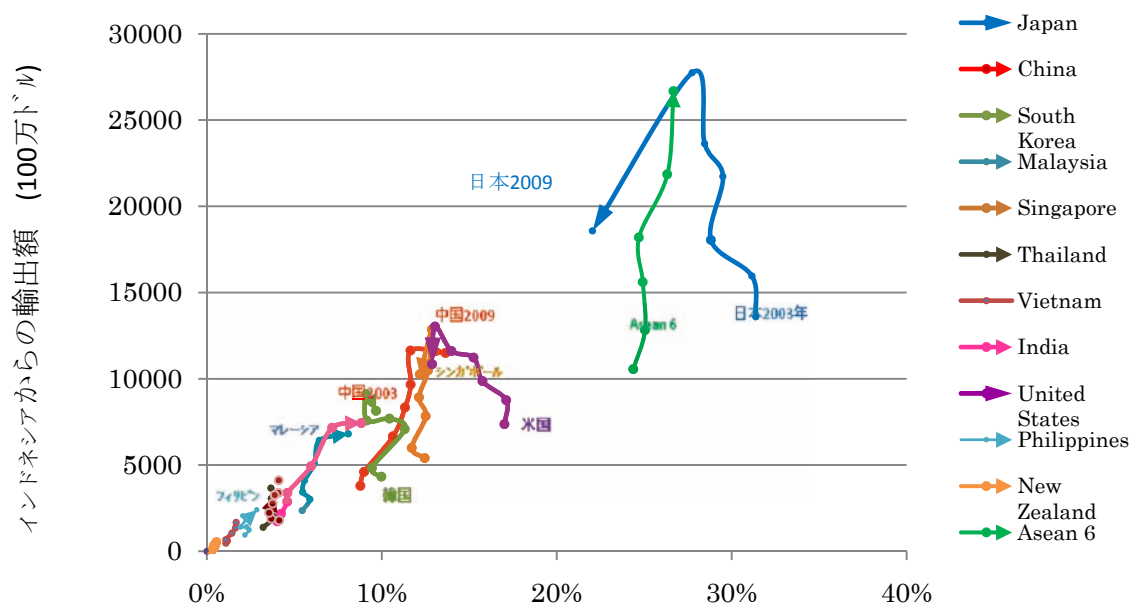
インドネシアの主な輸出先は日本(277億ドル, 27.7%)、米国(130億ドル, 13.0%)、シンガポール(129億ドル, 12.9%)、中国(116億ドル, 11.6%)である。

輸出先の額とシェアの推移を見ると、03年から09年にかけて我が国向けの金額では、136億ドルから08年に277億ドルと大きく伸びて09年に186億ドルとほぼ04年の水準になっている。その間のインドネシアの輸出額におけるシェアでは、03年の31.3%から徐々に減少し、09年に22.0%になっている。

米国も同様に金額は増加したもののシェアを減らしており、同期間のシェアは17.0%から12.9%になっている。

この5年間に金額とシェアを大きく伸ばしたのは、中国とインドである。中国は38億(8.7%)から115億ドル(13.6%)、インドは17億ドル(4.0%)から74億ドル(8.8%)と伸びている。

一方、ASEAN諸国は金額で伸びているがシェアは伸びていない。ASEANの合計で106億ドル(24.3%)から242億ドル(28.7%)となっている。(第5-4図)



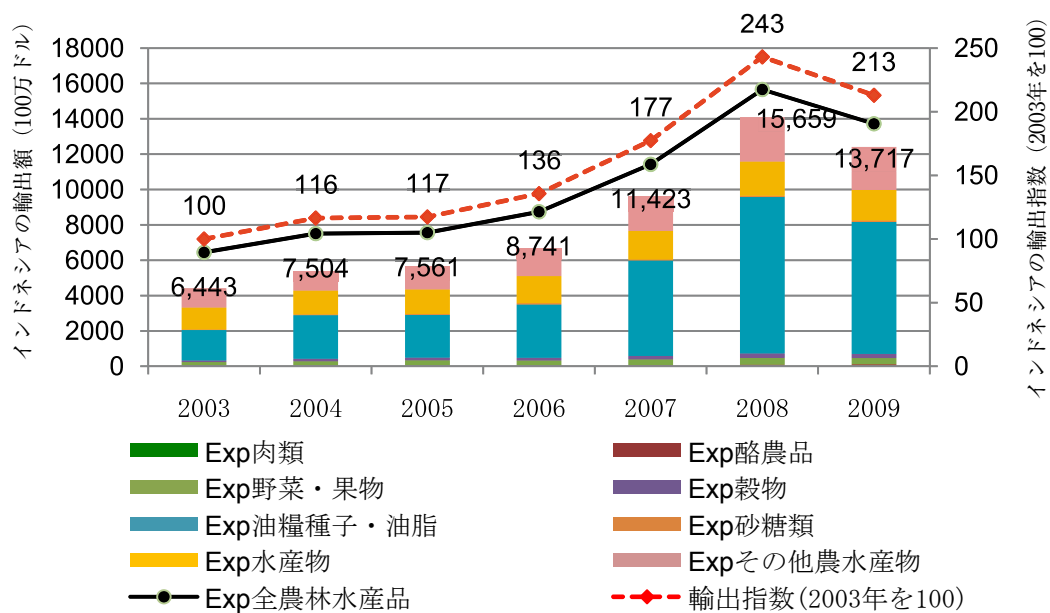
第5-4 図 インドネシアの輸出額と輸出先別のシェアの推移（全品目）

資料：World Trade Atlas から作成。

2) 農水産物

農水産物輸出の内訳を見ると、08年度は油糧種子（88億ドル、62.8%）、その他農水産物（25億ドル、17.8%）、水産物（19億ドル、13.7%）の順に大きい。

近年のインドネシアの農水産物輸出の特徴は、パーム・オイルの輸出の好調さである。この背景にはインド、中国の所得増に伴う食料油の消費増がある。パーム・オイルの輸出は、03年の12億ドル(31.9%)から、09年75億ドル(60.1%)と農水産物輸出の3分の2を占める勢いである。(第5-5図)



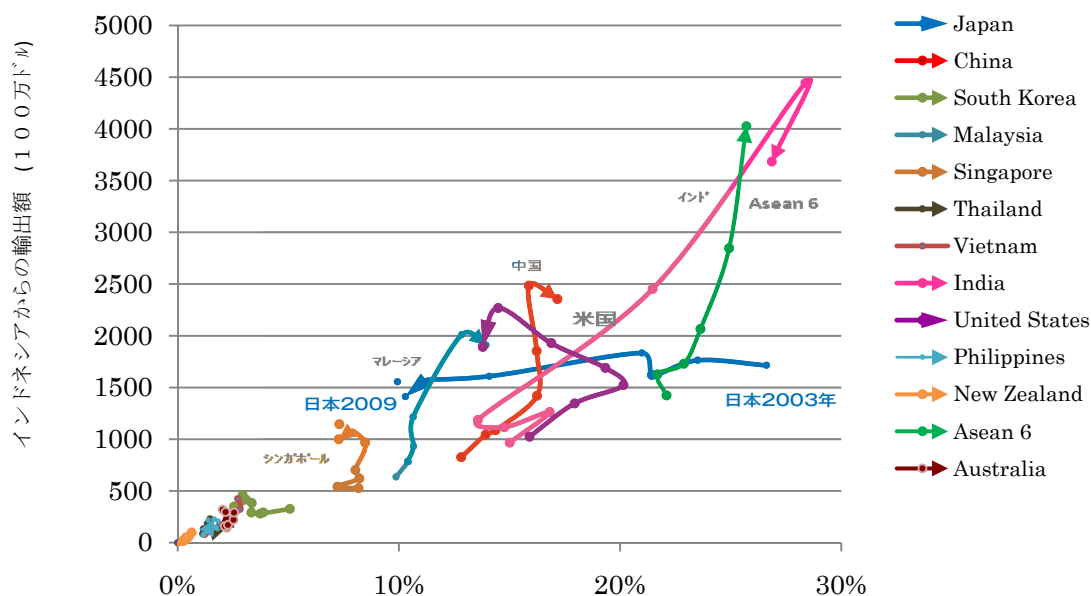
第 5-5 図 インドネシアの輸出の推移（農水産物）

資料：World Trade Atlas から作成。

農水産物の輸出先はインド（44 億ドル，31.4%），中国（23 億ドル，16.5%），アメリカ（20 億ドル，14.2%），マレーシア（20 億ドル，14.0%）の順に大きい。

インドへの輸出額とシェアの拡大がめざましい。

また，我が国への輸出額は変化していないが，我が国のシェアが 03 年の 17.6%から 09 年の 6.8%と急速に低下していることがわかる。（第 5-6 図）



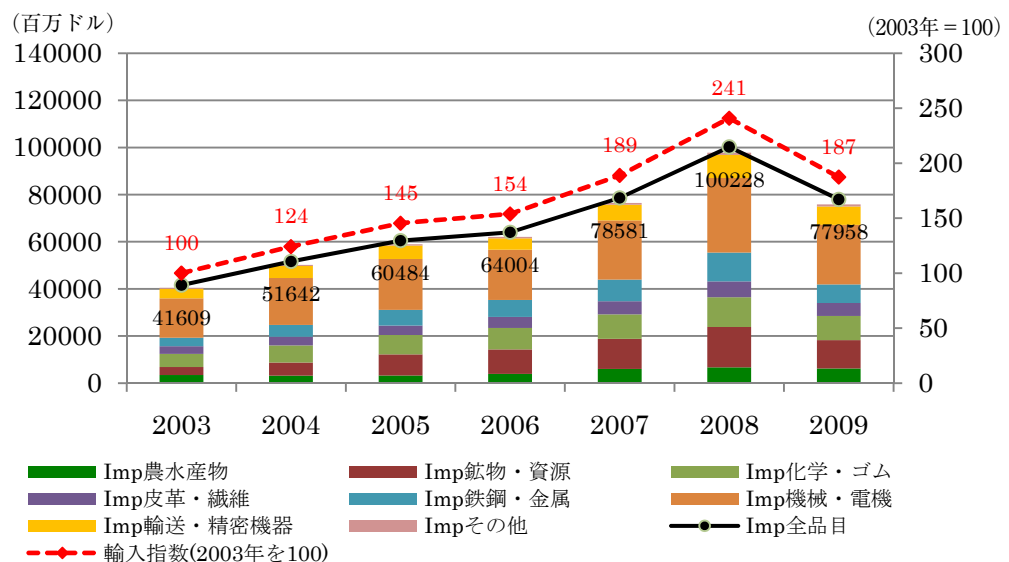
第 5-6 図 インドネシアの輸出額と輸出先別のシェアの推移（農水産物）

資料：World Trade Atlas から作成。

（２） アジア，太平洋諸国からの輸入

１）全品目

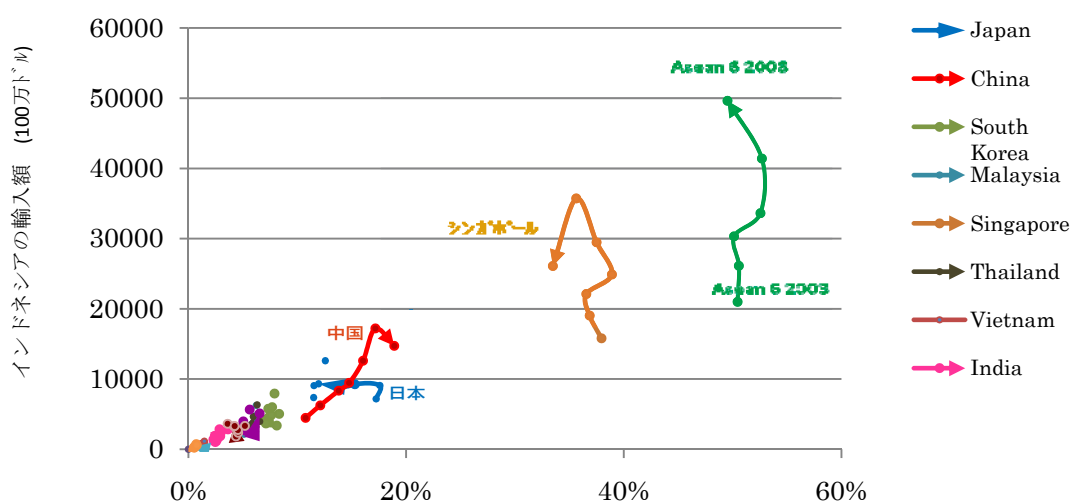
アジア，太平洋諸国からインドネシアの輸入の総額は 1,002 億ドルである。品目別では，機械・電機（316 億，32.3%），鉱物・資源（171 億ドル，17.5%），化学・ゴム（127 億ドル，13.0%），鉄鋼・金属（123 億ドル，12.5%），輸送・精密機器（98 億ドル，10.0%）の順に大きい。農水産物は 67 億 08 百万ドルである。（第 5-7 図）



第 5-7 図 アジア太平洋諸国からの輸入

資料：World Trade Atlas から作成。

国別ではシンガポール（349 億ドル，35.7%），中国（172 億ドル，17.6%），日本（123 億ドル，12.5%），韓国（79 億ドル，8.1%）である。（第 5-8 図）

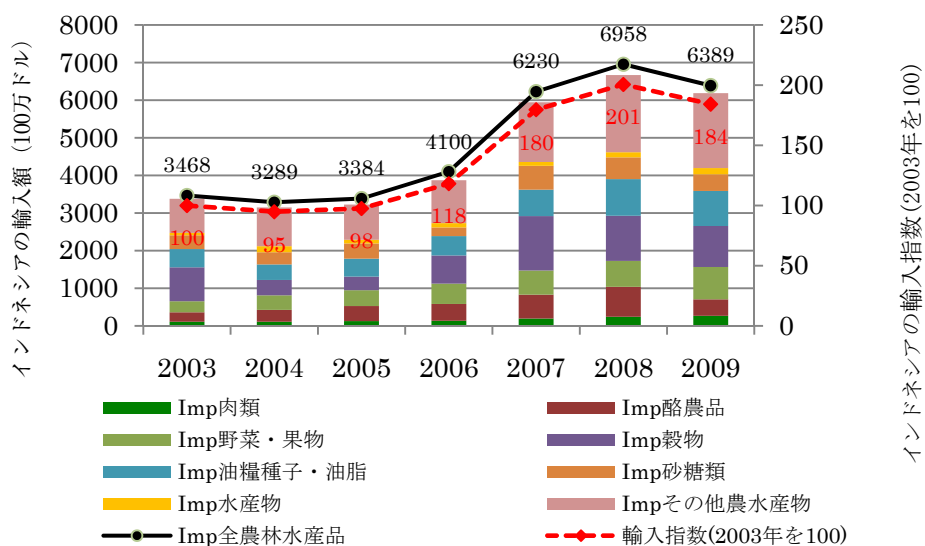


第 5-8 図インドネシアからの全品目輸入額と輸入先のシェアの推移

資料：World Trade Atlas から作成。

2) 農水産物

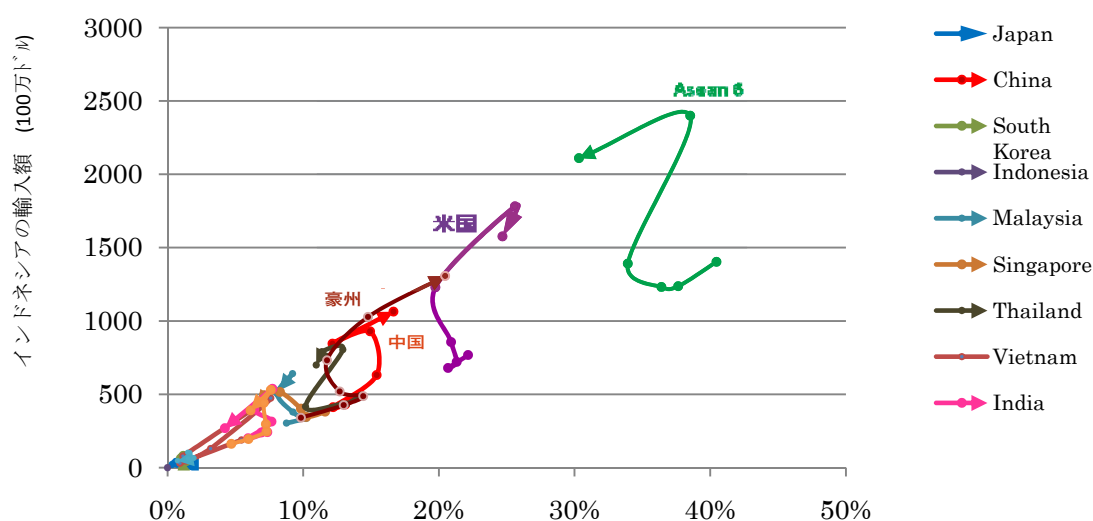
農水産物のインドネシア向け輸出の内訳では、その他農水産物(20億53百万ドル, 30.8%), 穀物(12億ドル, 18.0%), 油糧種子・油脂(9億74百万ドル, 14.6%)の順に輸出額が大きい。(第5-9図)



第5-9図 インドネシアの輸入額の推移

資料：World Trade Atlas から作成。

国別ではアメリカ(17億22百万ドル, 25.8%), オーストラリア(10億25百万ドル, 15.4%), 中国(7億93百万ドル, 11.9%), タイ(7億63百万ドル, 11.4%)の順に大きい。米国, 豪州, 中国の伸びが大きい。



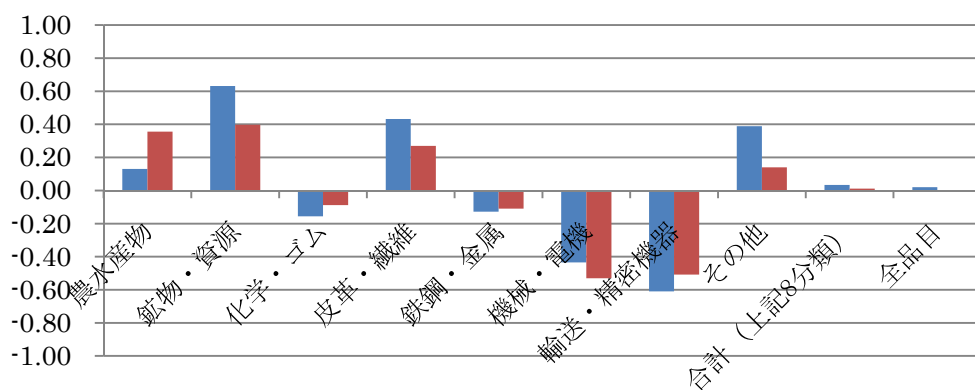
第5-10図 インドネシアの輸入額と輸入先のシェアの推移

資料：World Trade Atlas から作成。

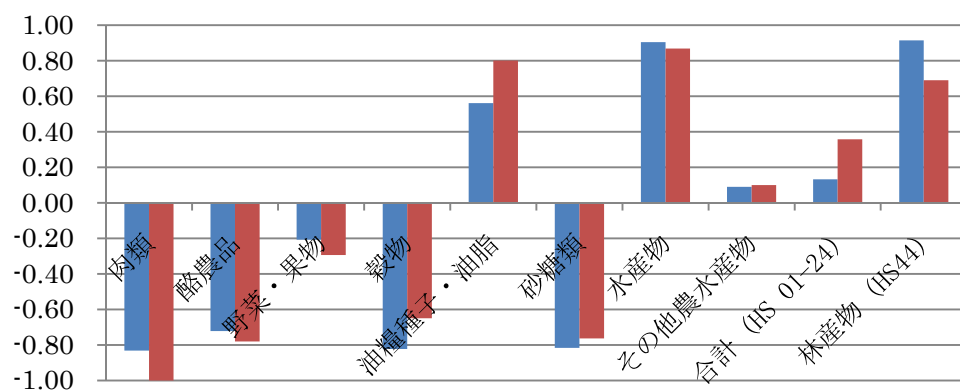
（３）競争力指数

03 年と 08 年の競争力指数を見ると、アジア・太平洋諸国に対してインドネシアの競争力の高い品目は、農水産物、鉱物・資源、皮革・繊維であり、輸送・精密機器及び鉄鋼・金属の競争力は低い。また 03 年と比べ 08 年では農水産物の競争力指数が大きくなっていることが注目される。

また農林水産物では、油糧種子・油脂、水産物、林産物の競争力指数が高く、一方、肉類、酪農品、野菜果実、穀物の競争力指数はマイナスである。また農産物合計の競争力指数はプラスではあるが、低い数字となっている。（第 5-11 図）



（全品目）



（農林水産物）

第 5-11 図 インドネシアのアジア太平洋諸国に対する競争力指数
（青色は 2003 年と赤色は 2008 年）

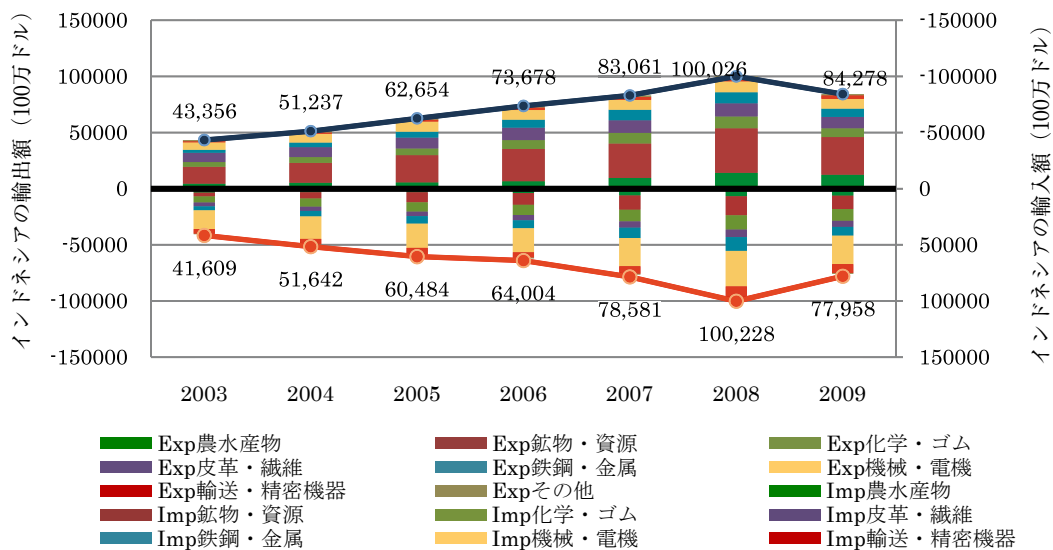
資料：World Trade Atlas から作成。

3. インドネシアとアジア太平洋諸国との 2 国間貿易

（１）インドネシアとアジア、太平洋諸国との 2 国間貿易

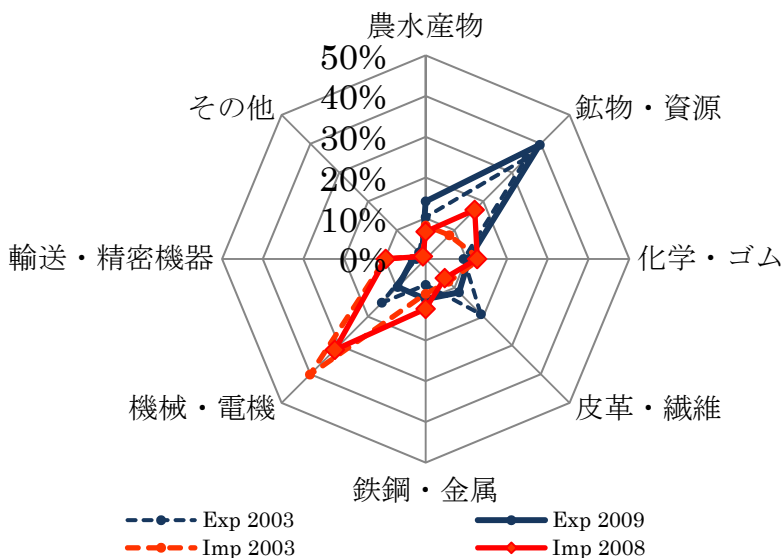
インドネシアのアジア、太平洋地域との貿易は、総額では 09 年を例外としてインドネシアの出超である。インドネシアは本地域に鉱物・資源、農産物等を輸出し、機

械・電気、鉱物・資源を輸入している。(第 5-12, 13 図)



第 5-12 図インドネシアとアジア、太平洋地域の貿易の推移

資料：World Trade Atlas から作成。



第 5-13 図インドネシアとアジア・太平洋の貿易チャート図(全品目)

資料：World Trade Atlas から作成。

(2) インドネシアと日本の貿易

1) インドネシアから日本への輸出

インドネシアから日本への輸出総額は 277 億ドル。鉱物・資源 (178 億ドル, 64.0%), 鉄鋼・金属 (24 億ドル, 8.8%), 化学・ゴム (21 億ドル, 7.6%) の順に多い。

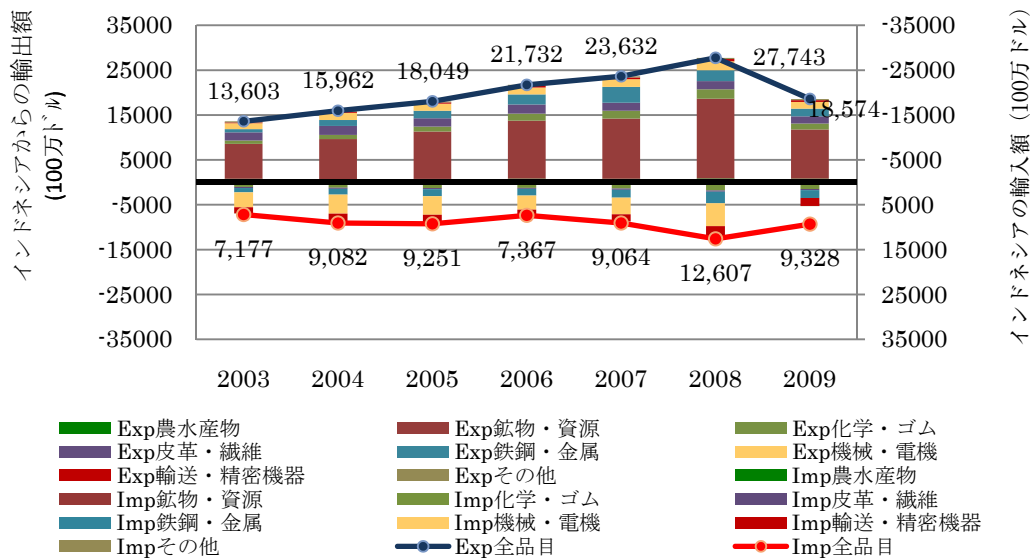
農水産物 (8 億ドル, 3.1%) は低いシェアとなっている。

農水産物の内訳は、水産物（6 億ドル，69.7%）が突出している。このほか林産物（7 億ドル）の輸出実績があるが、年々減少傾向にある。（第 5-14, 15 図）

2）日本からインドネシアへの輸出

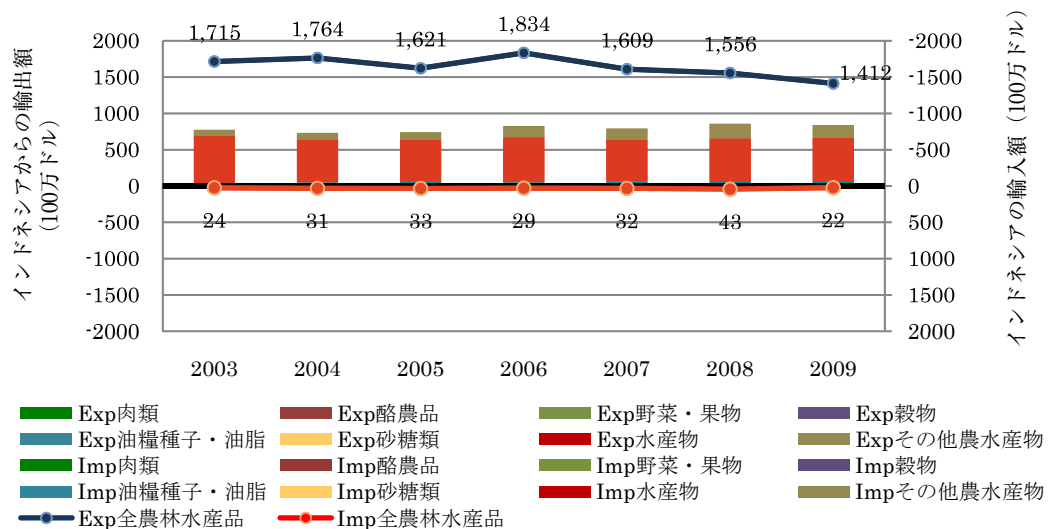
日本からインドネシアへの輸出総額は 123 億ドル。機械・電気（51 億ドル，41.5%），鉄鋼・金属（26 億ドル，21.1%），輸送・精密機器（24 億ドル，19.9%）の順に多い。年々，増加傾向にあるが，09 年は前年より落ち込んでいる。

日本からインドネシアへの農水産物の輸出総額は 40 百万ドル。内訳は，その他農水産物（18 百万ドル，45%），水産物（12 百万ドル，30.0%），油糧種子・油脂（5 百万ドル，12.5%）の順に多い。また，林産物（3 百万ドル）となっている。（第 5-14, 15 図）



第 5-14 図日本とインドネシアの貿易の推移(全品目)

資料：World Trade Atlas から作成。



第 5-15 図日本とインドネシアの貿易の推移(農水産物)

資料：World Trade Atlas から作成。

（３）インドネシアと中国の貿易

１）インドネシアから中国への輸出

インドネシアから中国への輸出総額は 116 億ドル。鉱物・資源(52 億ドル, 45.0%), 農水産物(23 億ドル, 20%), 化学・ゴム (17 億ドル, 14.3%), 皮革・繊維(14 億ドル, 11.9%) の順に多い。また, 農水産物の輸出の内訳は, 油糧種子・油脂(22 億ドル, 92.6%), その他農水産物(79 百万ドル, 3.4%), 水産物 (62 百万ドル, 2.7%) の順に多い。このほか林産物 (1 億 57 百万ドル) の輸出実績があるが, その実績は減少傾向にある。(第 5-16, 17 図)

２）中国からインドネシアへの輸出

中国からインドネシアへの輸出総額は 172 億ドル。機械・電気 (67 億ドル, 38.9%), 鉄鋼・金属 (27 億ドル, 15.4%), 皮革・繊維(22 億ドル, 12.9%), 化学・ゴム (21 億ドル, 12.2%) の順に多い。また, 中国からインドネシアへの農水産物の輸出総額は 8 億ドル。野菜・果物 (4 億ドル, 52.6%), その他農水産物 (2 億ドル, 29.1%), 水産物 (30 百万ドル, 3.8%) の順である。(第 5-16, 17 図)

（４）インドネシアと韓国の貿易

１）インドネシアから韓国への輸出

インドネシアから韓国への輸出総額は 91 億ドル。鉱物・資源 (64 億ドル, 70.3%), 皮革・繊維(9 億ドル, 9.8%), 化学・ゴム (7 億ドル, 7.8%) の順に多い。

インドネシアから韓国への農水産物の輸出総額は 2 億 92 百万ドル。その他農産物(1 億 17 百万ドル, 40.6%), 油糧種子・油脂(85 百万ドル, 29.5%), 水産物 (50 百万ドル, 17.4%) 砂糖類 (97 百万ドル) の順に多い。また, 林産物で 1 億 72 百万ドルの輸出実績がある。(第 5-16, 17 図)

２）韓国からインドネシアへの輸出

韓国からインドネシアへの輸出総額は 79 億ドル。鉱物・資源 (25 億ドル, 31.4%), 化学・ゴム (12 億ドル, 15.1%), 機械・電機(12 億ドル, 14.9%), 鉄鋼・金属 (11 億ドル, 13.7%), 皮革・繊維(10 億ドル, 13.0%) の順に多い。

韓国からインドネシアへの農水産物の輸出総額は 81 百万ドル。その他農水産物 (53 百万ドル, 67.1%), 砂糖類(9 百万ドル, 11.4%), 穀物(6 百万ドル, 7.6%), 水産物 (5 百万ドル, 6.3%) の順に多い。(第 5-16, 17 図)

（５）インドネシアとマレーシアの貿易

１）インドネシアからマレーシアへの輸出

インドネシアからマレーシアへの輸出総額は 64 億ドル。農水産物(20 億ドル, 30.7%), 鉄鋼・金属(11 億ドル, 16.4%), 鉱物・資源 (10 億ドル, 15.9%), 化学・ゴム (7 億ドル, 11.2%) の順に多い。

農水産物の内訳は, 油糧種子・油脂(11 億 19 百万ドル, 56.7%), その他農産物(6 億 79 百万ドル, 34.4%), 穀物 (76 百万ドル, 3.9%), 水産物 (55 百万ドル, 2.8%) の順である。

また、林産物で38百万ドルの輸出実績がある。(第5-16, 17 図)

2) マレーシアからインドネシアへの輸出

マレーシアからインドネシアへの輸出総額は62億ドル。鉱物・資源(19億ドル, 30.7%), 化学・ゴム(13億ドル, 21.3%), 機械・電機(11億ドル, 17.4%), 鉄鋼・金属(7億ドル, 11.5%), 農水産物(6億ドル, 9.1%)の順に多い。

農水産物の内訳は、その他農水産物(2億36百万ドル, 42.4%), 穀物(1億27百万ドル, 22.8%), 油糧種子・油脂(92百万ドル, 16.5%), 砂糖類(34百万ドル, 6.1%)の順である。(第5-16, 17 図)

(6) インドネシアとフィリピンの貿易

1) インドネシアからフィリピンへの輸出

インドネシアからフィリピンへの輸出総額は64億ドル。鉱物・資源(7億ドル, 10.7%), 化学・ゴム(3億ドル, 4.4%), 輸送・精密機械(2億ドル, 3.6%), 機械・電気(2億ドル, 3.5%), 農水産物(2億ドル, 3.4%)の順に多い。

農水産物の内訳は、その他農産物(87百万ドル, 40.2%), 油糧種子・油脂(73百万ドル, 33.8%), 穀物(35百万ドル, 16.2%), 野菜・果実(11百万ドル, 5.1%)の順に多い。また、林産物で百万ドルの輸出実績がある。(第5-16, 17 図)

2) フィリピンからインドネシアへの輸出

フィリピンからインドネシアへの輸出総額は5億ドル。輸送・精密機械(1億ドル, 23.8%), 農水産物(1億ドル, 21.6%), 機械・電機(1億ドル, 21.0%), 鉄鋼・金属(84百万ドル, 16.8%), 化学・ゴム(48百万ドル, 9.6%), の順に多い。

農水産物の内訳は、酪農品(73百万ドル, 70.2%), 穀物(10百万ドル, 9.6%), その他農水産物(8百万ドル, 7.7%), 油糧種子・油脂(7百万ドル, 6.7%)の順に多い。

(第5-16, 17 図)

(7) インドネシアとシンガポールの貿易

1) インドネシアからシンガポールへの輸出

インドネシアからシンガポールへの輸出総額は129億ドル。機械・電機(35億ドル, 27.1%), 鉄鋼・金属(30億ドル, 23.4%), 鉱物・資源(29億ドル, 22.4%), 農水産物(11億ドル, 8.5%), 輸送・精密機械(10億ドル, 8.1%)の順に多い。

農水産物の内訳は、油糧種子・油脂(5億19百万ドル, 47.4%), その他農産物(3億29百万ドル, 30.0%), 野菜・果実(80百万ドル, 7.3%), 水産物(75百万ドル, 6.8%)の順に多い。また、林産物で49百万ドルの輸出実績がある。(第5-16, 17 図)

2) シンガポールからインドネシアへの輸出

シンガポールからインドネシアへの輸出総額は349億ドル。機械・電気(145億ドル, 41.6%), 鉱物・資源(103億ドル, 29.4%), 化学・ゴム(36億ドル, 10.3%) 鉄鋼・金属(28億ドル, 8.1%)の順に多い。

シンガポールからインドネシアへの農水産物の輸出総額は 4 億 72 百万ドル。その他農水産物 (2 億 62 百万ドル, 56.0%), 穀物 (53 百万ドル, 11.3%), 油糧種子・油脂 (45 百万ドル, 9.6%), 野菜・果物 (34 百万ドル, 7.3%), 水産物 (28 百万ドル, 6.0%) の順に多い。また、林産物で 27 百万ドルの輸入実績がある。(第 5-16, 17 図)

(8) インドネシアとタイの貿易

1) インドネシアからタイへの輸出

インドネシアからタイへの輸出総額は 37 億ドル。鉱物・資源 (11 億ドル, 28.8%), 鉄鋼・金属 (6 億ドル, 17.4%), 機械・電機 (6 億ドル, 15.5%), 化学・ゴム (5 億ドル, 13.4%) の順に多い。農水産物 (2 億 25 百万ドル, 6.2%) は低いシェアとなっている。

農水産物の内訳は、水産物 (97 百万ドル, 43.7%), その他農産物 (68 百万ドル, 30.6%), 油糧種子・油脂 (27 百万ドル, 12.3%) の順と成っている。このほか林産物 (7 百万ドル) の輸出実績があるが、年々減少傾向にある。(第 5-16, 17 図)

2) タイからインドネシアへの輸出

タイからインドネシアへの輸出総額は 63 億ドル。輸送・精密機械 (18 億ドル, 27.8%), 機械・電機 (15 億ドル, 23.1%), 化学・ゴム (11 億ドル, 18.1%), 農水産物 (8 億ドル, 12.1%), 鉄鋼・金属 (6 億ドル, 8.7%), の順に多い。

農水産物の内訳は、砂糖類 (4 億 62 百万ドル, 60.6%), 穀物 (1 億 52 百万ドル, 19.9%), その他農水産物 (59 百万ドル, 7.7%), 野菜・果実 (58 百万ドル, 7.6%) の順に多い。(第 5-16, 17 図)

(9) インドネシアとベトナムの貿易

1) インドネシアからベトナムへの輸出

インドネシアからベトナムへの輸出総額は 17 億ドル。農水産物 (4 億ドル, 24.6%), 皮革・繊維 (3 億ドル, 18.3%), 鉄鋼・金属 (3 億ドル, 16.5%), 化学・ゴム (3 億ドル, 15.9%), 機械・電機 (2 億ドル, 13.4%) の順に多い。

農水産物の内訳は、油糧種子・油脂 (2 億 03 百万ドル, 49.8%), その他農産物 (98 百万ドル, 24.0%), 水産物 (42 百万ドル, 10.3%), 砂糖類 (30 百万ドル, 7.4%) の順に多い。また、林産物で 17 百万ドルの輸出実績がある。(第 5-16, 17 図)

2) ベトナムからインドネシアへの輸出

ベトナムからインドネシアへの輸出総額は 7 億ドル。鉄鋼・金属 (2 億ドル, 30.7%), 鉱物・資源 (2 億ドル, 21.6%), 皮革・繊維 (1 億ドル, 17.3%), 農水産物 (80 百万ドル, 10.7%), 化学・ゴム (71 百万ドル, 9.5%), 機械・電機 (50 百万ドル, 6.7%) の順に多い。

農水産物の内訳は、穀物 (38 百万ドル, 48.7%), その他農水産物 (23 百万ドル, 29.5%), 野菜・果実 (12 百万ドル, 15.4%), 水産物 (4 百万ドル, 5.1%) の順に多い。また、林産物で 10 百万ドルの輸入実績がある。(第 5-16, 17 図)

(10) インドネシアとインドの貿易

1) インドネシアからインドへの輸出

インドネシアからインドへの輸出総額は72億ドル。農水産物(44億ドル, 62.0%), 鉱物・資源(16億ドル, 22.5%), 化学・ゴム(5億ドル, 7.3%), 皮革・繊維(3億ドル, 3.8%), 機械・電機(2億ドル, 2.4%)の順に多い。

農水産物の内訳は、油糧種子・油脂(42億74百万ドル, 96.4%), 野菜・果実(89百万ドル, 2.0%), その他農産物(68百万ドル, 1.5%)と油糧種子・油脂が農産物輸入のほとんどを占めている。また、林産物で11百万ドルの輸出実績がある。(第5-16, 17図)

2) インドからインドネシアへの輸出

インドからインドネシアへの輸出総額は28億ドル。鉱物・資源(6億ドル, 21.8%), 化学・ゴム(6億ドル, 21.6%), 農水産物(5億ドル, 19.2%), 鉄鋼・金属(3億ドル, 12.2%), 機械・電機(3億ドル, 10.0%), 皮革・繊維(2億ドル, 7.9%)の順に多い。

農水産物の内訳は、その他農水産物(3億08百万ドル, 57.2%), 油糧種子・油脂(1億63百万ドル, 30.3%), 砂糖類(34百万ドル, 6.3%), 穀物(19百万ドル, 3.5%)の順に多い。(第5-16, 17図)

(11) インドネシアとオーストラリアの貿易

1) インドネシアからオーストラリアへの輸出

インドネシアからオーストラリアへの輸出総額は41億ドル。鉱物・資源(20億ドル, 49.4%), 鉄鋼・金属(7億ドル, 17.5%), 皮革・繊維(5億ドル, 11.5%), 機械・電機(3億ドル, 7.2%), 化学・ゴム(3億ドル, 6.7%)の順に多い。また、農水産物の輸出総額は1億73百万ドル。その他農産物(1億09百万ドル, 63.4%), 穀物(23百万ドル, 13.5%), 水産物(17百万ドル, 9.9%), 油糧種子・油脂(15百万ドル, 8.8%)の順に多い。また、林産物で1億48百万ドルの輸出実績がある。(第5-16, 17図)

2) オーストラリアからインドネシアへの輸出

オーストラリアからインドネシアへの輸出総額は26億ドル。農水産物(10億ドル, 39.0%), 鉄鋼・金属(8億ドル, 31.1%), 機械・電機(3億ドル, 10.1%), 化学・ゴム(2億ドル, 8.0%), 皮革・繊維(2億ドル, 7.8%)の順に多い。

農水産物の内訳は、その他農水産物(4億21百万ドル, 41.1%), 穀物(2億83百万ドル, 27.6%), 酪農品(1億47百万ドル, 14.3%), 肉類(1億23百万ドル, 12.0%)の順に多い。(第5-16, 17図)

(12) インドネシアとニュージーランドの貿易

1) インドネシアからニュージーランドへの輸出

インドネシアからニュージーランドへの輸出総額は5億37百万ドル。鉱物・資源(2億68百万ドル, 49.9%), 農水産物(95百万ドル, 17.7%), 皮革・繊維(55百万ドル, 10.2%), 機械・電機(41百万ドル, 7.6%), 化学・ゴム(34百万ドル, 6.3%), 鉄鋼・金属(31百万

ドル, 5.8%)の順に多い。また, 農水産物の内訳は, 輸出総額は, その他農産物(80 百万ドル, 87.9%), 油糧種子・油脂(6 百万ドル, 6.6%), 穀物 (5 百万ドル, 5.5%) の順に多い。また, 林産物で 8 百万ドルの輸出実績がある。(第 5-16, 17 図)

2) ニュージーランドからインドネシアへの輸出

ニュージーランドからインドネシアへの輸出総額は 7 億 18 百万ドル。農水産物(5 億 08 百万ドル, 70.8%), 皮革・繊維 (98 百万ドル, 13.6%), 鉄鋼・金属 (71 百万ドル, 9.9%), 化学・ゴム (29 百万ドル, 4.0%) の順に多い。また, 農水産物の内訳は, 酪農品(3 億 12 百万ドル, 61.8%), 肉類(86 百万ドル, 17.0%), その他農水産物 (55 百万ドル, 10.9%), 穀物(44 百万ドル, 8.7%)の順に多い。(第 5-16, 17 図)

(13) インドネシアとアメリカの貿易

1) インドネシアからアメリカへの輸出

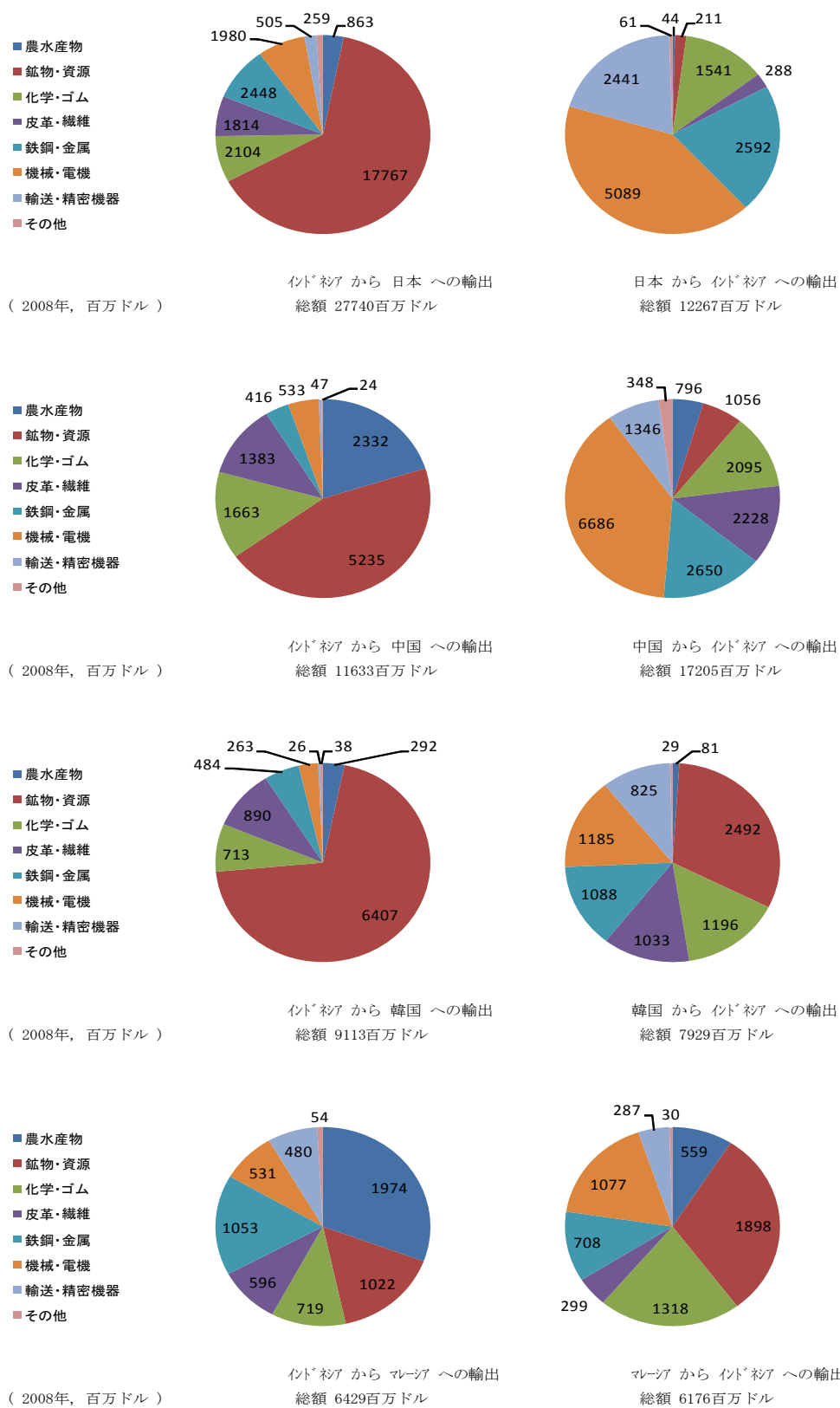
インドネシアからアメリカへの輸出総額は 130 億ドル。皮革・繊維(50 億ドル, 38.0%), 化学・ゴム (26 億ドル, 20.3%), 農水産物(20 億ドル, 15.46%), 機械・電機 (14 億ドル, 10.8%), その他(7 億ドル, 5.2%)の順に多い。

農水産物の内訳は, 水産物 (9 億ドル, 46.4%), その他農産物(6 億ドル, 29.6%), 油糧種子・油脂(3 億ドル, 17.3%), 野菜・果実 (1 億ドル, 4.6%) の順に多い。また, 林産物で 3 億ドルの輸出実績がある。(第 5-16, 17 図)

2) アメリカからインドネシアへの輸出

アメリカからインドネシアへの輸出総額は 55 億 62 百万ドル。農水産物(17 億 25 百万ドル, 31.0%), 機械・電機(8 億 88 百万ドル, 16.0%), 皮革・繊維 (8 億 44 百万ドル, 15.2%), 化学・ゴム (8 億 42 百万ドル, 15.1%), 輸送・精密機器 (8 億 00 百万ドル, 14.4%), 鉄鋼・金属 (3 億 13 百万ドル, 5.6%) の順に多い。

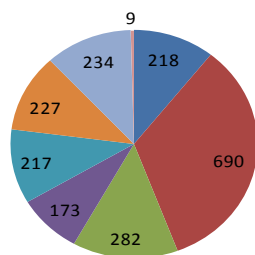
農水産物の内訳は, 油糧種子・油脂(6 億 29 百万ドル, 36.5%), 穀物(3 億 87 百万ドル, 22.5%), その他農水産物 (3 億 79 百万ドル, 22.0%), 酪農品(2 億 01 百万ドル, 11.7%), 野菜・果実(92 百万ドル, 5.3%)の順に多い。また, 林産物で 60 百万ドルの輸入実績がある。(第 5-16, 17 図)



第 5-16 図 インドネシアとアジア太平洋諸国との貿易(全品目,その 1)

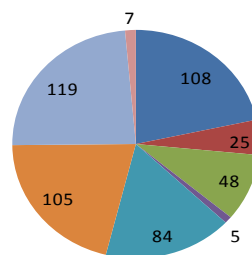
資料 : World Trade Atlas より作成。

- 農水産物
- 鉱物・資源
- 化学・ゴム
- 皮革・繊維
- 鉄鋼・金属
- 機械・電機
- 輸送・精密機器
- その他



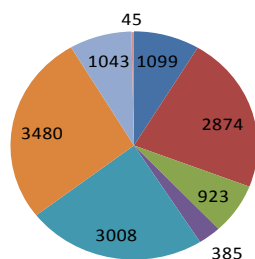
インドネシア から フィリピン への輸出
総額 2050百万ドル

(2008年, 百万ドル)



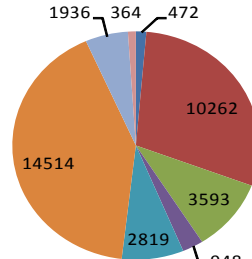
フィリピン から インドネシア への輸出
総額 501百万ドル

- 農水産物
- 鉱物・資源
- 化学・ゴム
- 皮革・繊維
- 鉄鋼・金属
- 機械・電機
- 輸送・精密機器
- その他



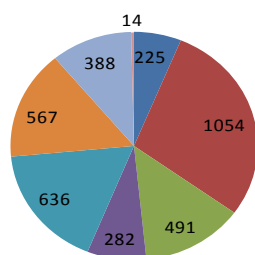
インドネシア から シンガポール への輸出
総額 12857百万ドル

(2008年, 百万ドル)



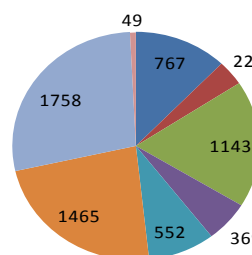
シンガポール から インドネシア への輸出
総額 34908百万ドル

- 農水産物
- 鉱物・資源
- 化学・ゴム
- 皮革・繊維
- 鉄鋼・金属
- 機械・電機
- 輸送・精密機器
- その他



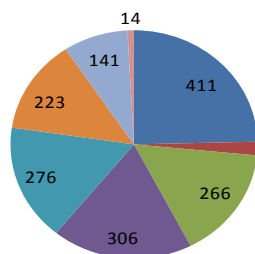
インドネシア から タイ への輸出
総額 3657百万ドル

(2008年, 百万ドル)



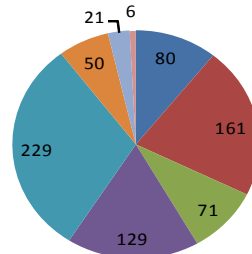
タイ から インドネシア への輸出
総額 6329百万ドル

- 農水産物
- 鉱物・資源
- 化学・ゴム
- 皮革・繊維
- 鉄鋼・金属
- 機械・電機
- 輸送・精密機器
- その他



インドネシア から ベトナム への輸出
総額 1669百万ドル

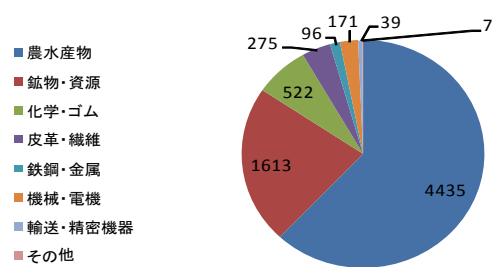
(2008年, 百万ドル)



ベトナム から インドネシア への輸出
総額 747百万ドル

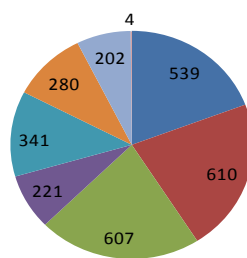
第 5-16 図 インドネシアとアジア太平洋諸国との貿易(全品目, その 2)

資料 : World Trade Atlas より作成。

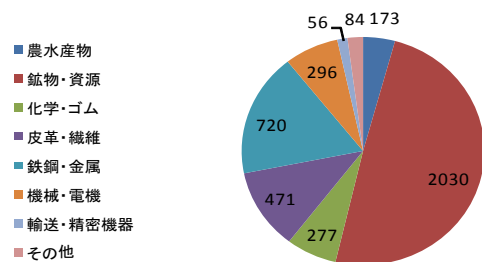


(2008年, 百万ドル)

インドネシア から インドネシア への輸出
総額 7158百万ドル

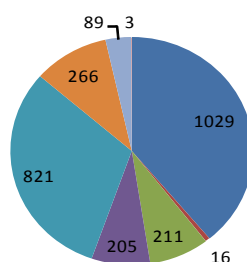


インドネシア から インドネシア への輸出
総額 2804百万ドル

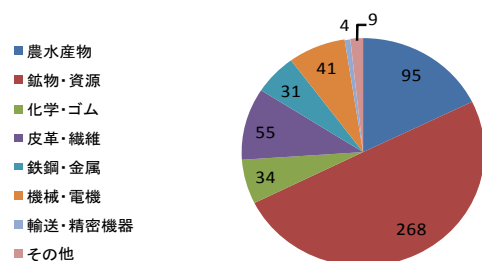


(2008年, 百万ドル)

インドネシア から オーストラリア への輸出
総額 4107百万ドル

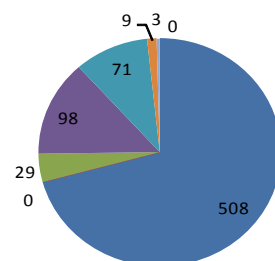


オーストラリア から インドネシア への輸出
総額 2640百万ドル

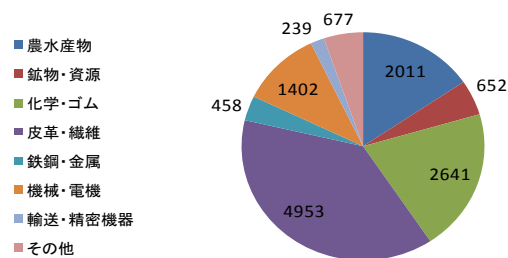


(2008年, 百万ドル)

インドネシア から ニュージーランド への輸出
総額 537百万ドル

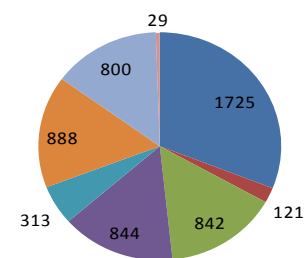


ニュージーランド から インドネシア への輸出
総額 718百万ドル



(2008年, 百万ドル)

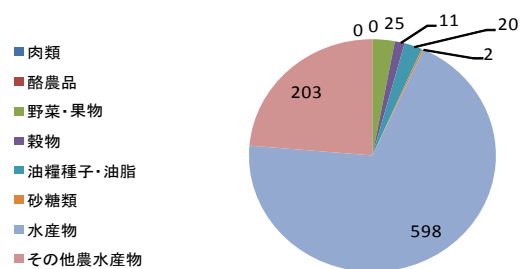
インドネシア から アメリカ への輸出
総額 13033百万ドル



アメリカ から インドネシア への輸出
総額 5562百万ドル

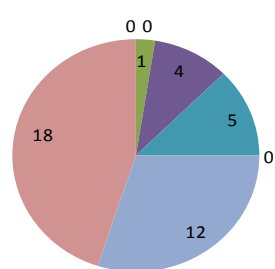
第 5-16 図 インドネシアとアジア太平洋諸国との貿易(全品目,その 3)

資料 : World Trade Atlas より作成。

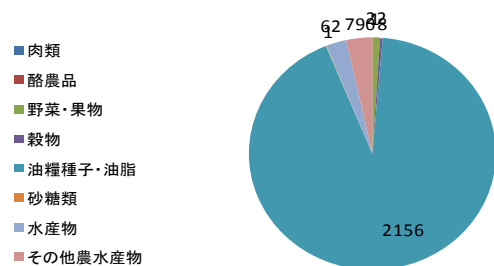


(2008年, 百万ドル)

インドネシア から 日本 への輸出
総額 859百万ドル

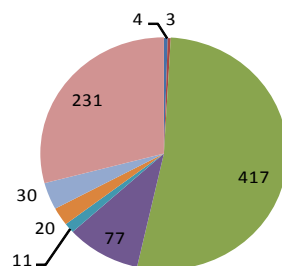


日本 から インドネシア への輸出
総額 40百万ドル

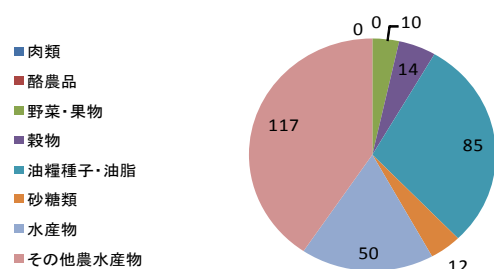


(2008年, 百万ドル)

インドネシア から 中国 への輸出
総額 2329百万ドル

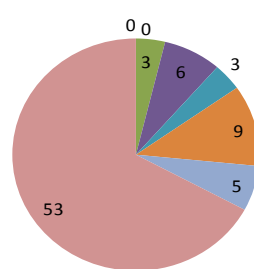


中国 から インドネシア への輸出
総額 793百万ドル

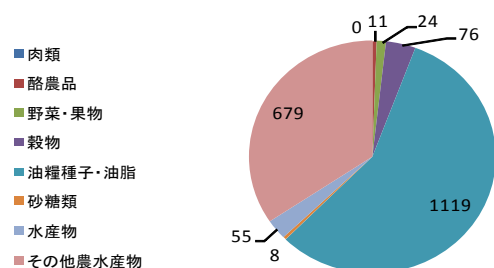


(2008年, 百万ドル)

インドネシア から 韓国 への輸出
総額 288百万ドル

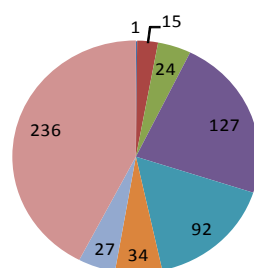


韓国 から インドネシア への輸出
総額 79百万ドル



(2008年, 百万ドル)

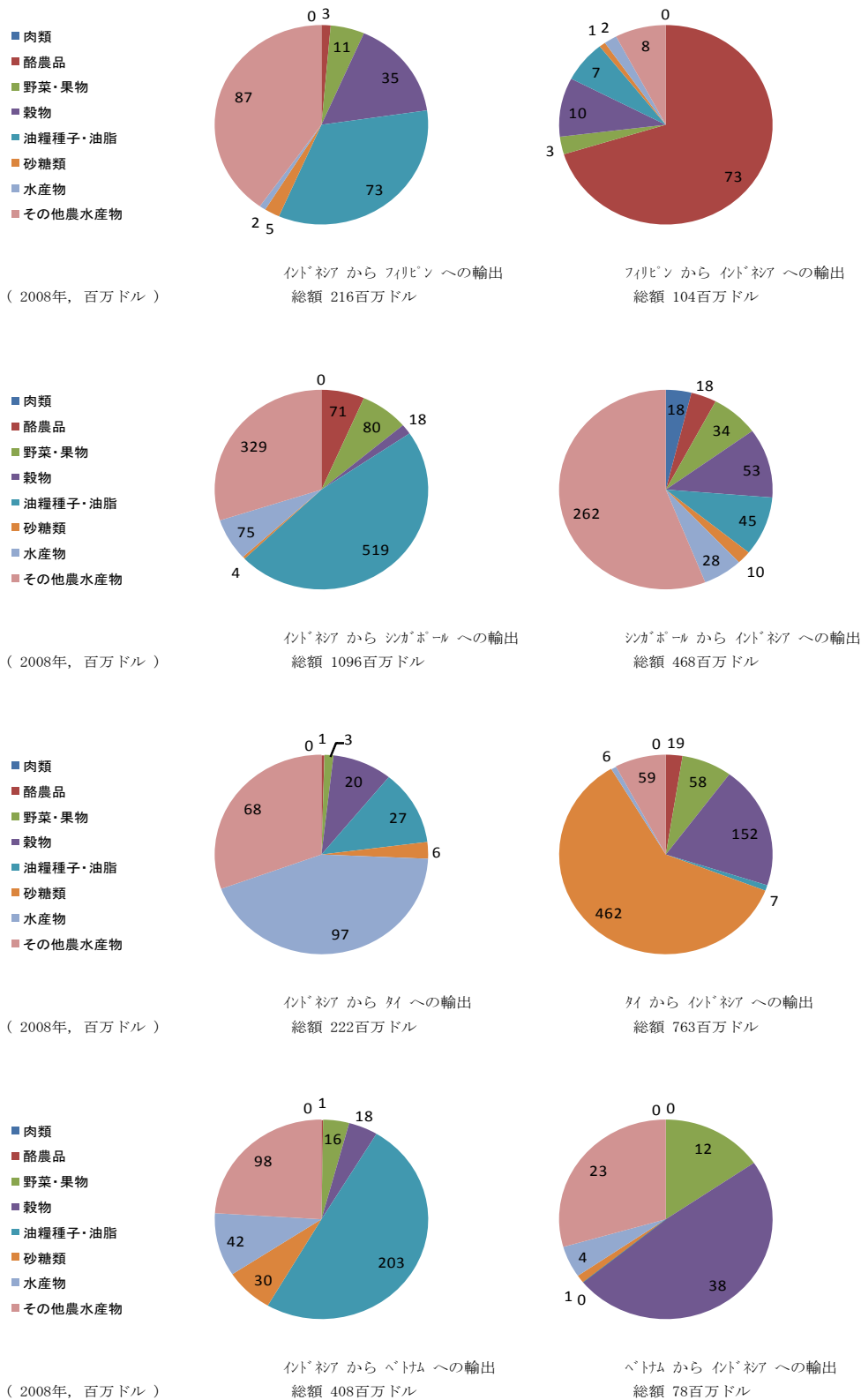
インドネシア から マレーシア への輸出
総額 1972百万ドル



マレーシア から インドネシア への輸出
総額 556百万ドル

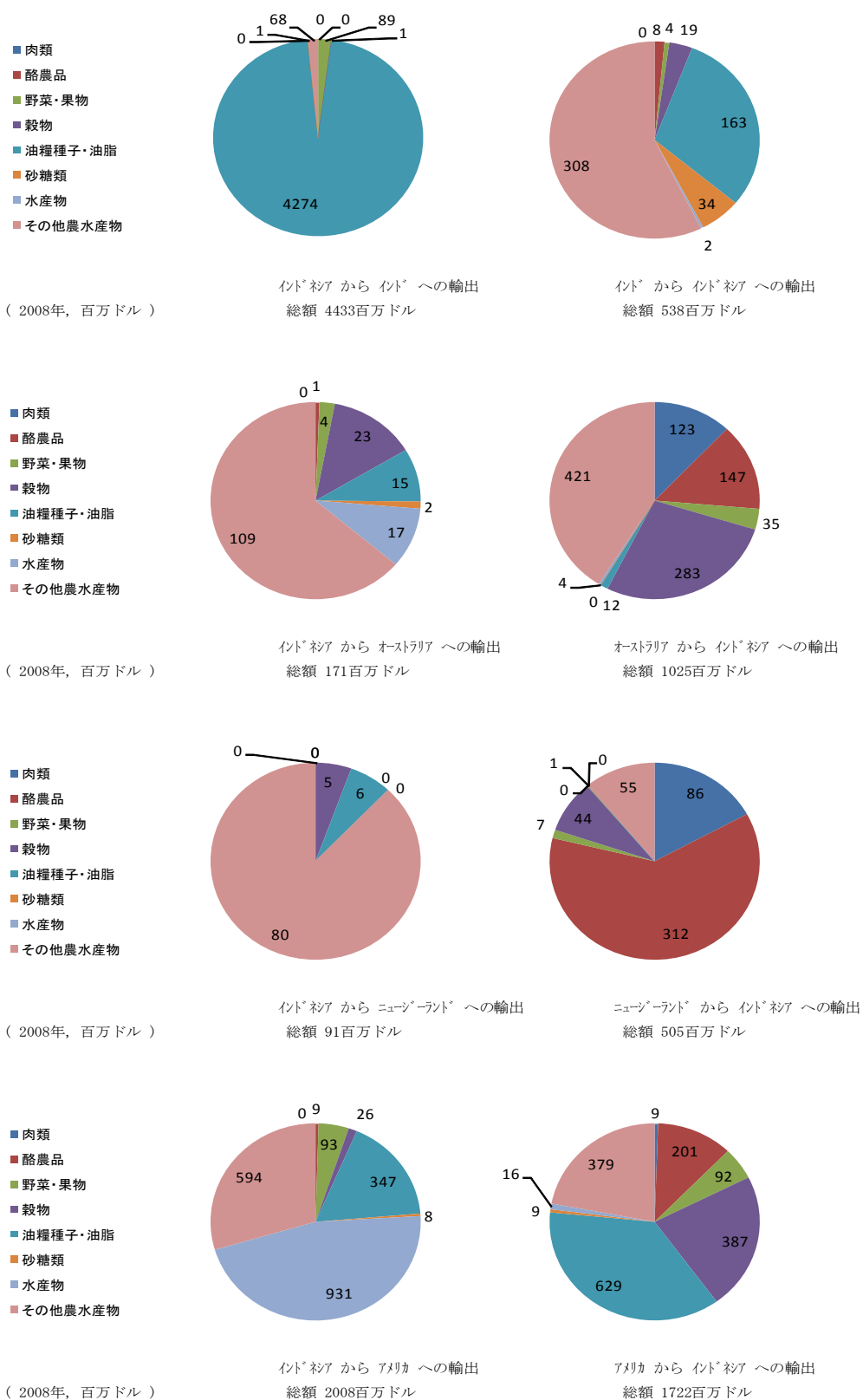
第 5-17 図 インドネシアとアジア太平洋諸国との貿易(農水産物,その 1)

資料 : World Trade Atlas より作成。



第 5-17 図 インドネシアとアジア太平洋諸国との貿易(農水産物,その 2)

資料 : World Trade Atlas より作成。



第 5-17 図 インドネシアとアジア太平洋諸国との貿易(農水産物,その 3)

資料 : World Trade Atlas より作成。

4. ASEAN+ 1 型の FTA におけるインドネシアの上位センシティブ品目

(1) ASEAN+ 1 型 FTA 協定間で共通する上位センシティブ品目

インドネシアは他の ASEAN 諸国と同様に、インド、日本、中国、豪州・ニュージーランド、韓国と FTA を締結している。各協定に共通して上位センシティブ品目となっているもの（除外品目）を抽出したところ、概要は以下の通りである。（4 桁ベースで抽出）

共通する上位センシティブ品目

① 全協定（5 協定）で共通なセンシティブ品目

全協定で共通して除外している品目は、米、穀粉、糖類及び砂糖菓子等の農産品の 3 品目だけである。

② 4 協定で共通のセンシティブ品目

4 協定で指定されているものは、とうもろこし、ビール等のアルコール 5 品目である。農産物のとうもろこし以外は宗教上の理由でセンシティブ品目として指定されている。

③ 3 協定で共通のセンシティブ品目

3 協定で指定されているものは、牛の肉（冷凍したものに限る。）、大豆、調整食料品、エチルアルコール（アルコール分 80 % 以上）及び変性アルコール、医療用品の一部、香気性物質の混合物、農業用の機械等に限られている。

(2) まとめ

上位センシティブ品目（除外品目）を 4 桁分類で分類すると、インドとの協定の除外品目が 126 品目ときわめて多い。次に日本との協定の 106 品目となっている。次は、豪州との 26 品目、中国との 19 品目、韓国との 16 品目となっている。

インドとの協定では農産物、繊維製品、鉄鋼金属製品、農業用機械製品を重点的に除外品目として指定している。

我が国との協定では、肉類、穀物、加工食品、有機化学薬品、プラスチック、鉄鋼関係製品、軍用兵器を除外品目としている。

豪州・NZ の協定では、動物、肉類、穀物、大豆、生糸、原子炉・ボイラー関連機器、農業用機械、戦車、船舶等の浮きドックが除外対象となっている。

中国との協定では、穀物、大豆、糖類、石油及び歴精油、映画用フィルム、プラスチックのくず、一部履物、陶器製品が除外品目となっている。

韓国との協定では、穀物、アルコール、鉄鋼製品のみが除外品目となっている。

FTA 協定における高度センシティブ品目は、インドネシアの産業と競合関係にある国の産業に対しては厳しい対応となっているほか、主食である農産物や宗教上の理由でアルコール関係について厳しい対応となっている。また、軍事産業関連も相手国に応じて除外品目としている。

第 5-2 表 ASEAN+1 型の FTA におけるインドネシアの上位センシティブ品目(その 1)

類		HSコード	品名	インド・ASEAN	日本・ASEAN	韓国・ASEAN	Aus・NZ・ASEAN	中国・ASEAN
1	動物(生きているものに限る。)	0101	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)のうち、純粋種の繁殖用以外のもの				●	
		0102	牛(生きているものに限る。)		●			
		0104	羊又はやぎの肉(生きているものに限る。)		●			
		0105	家きん(鶏(ガルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びぼろぼろ鳥で、生きているものに限る。)		●			
		0106	その他の動物(生きているものに限る。)		●			
2	肉及び食用のくず肉	0201	牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	●	●			
		0202	牛の肉(冷凍したものに限る。)	●	●		●	
		0204	羊又はやぎの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		●		●	
		0206	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		●			
		0207	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	●	●			
3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	0302	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)					
		0303	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)	●				
		0304	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)	●				
		0306	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。))並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット(食用に適するものに限る。)	●				
4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	0401	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	●	●			
		0402	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)	●	●			
		0403	バターミルク、凝縮したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。))ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。))及びミルクの天然組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないとし、他の項に該当するものを除く。)		●			
		0404	ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。))及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)	●				
		0405	ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド	●				
		0406	チーズ及びカード	●				
		0407	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)	●				
		0409	天然はちみつ	●				

第 5-2 表 ASEAN+1 型の FTA におけるインドネシアの上位センシティブ品目(その 2)

5	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	0602	その他生きている植物	●				
		0603	切花及び花芽(生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。)	●				
		0604	植物の葉、枝その他の部分	●				
6	食用の野菜、根及び塊茎	0701	ばれいしょ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	●				
		0702	トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	●				
		0703	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	●				
		0704	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	●				
		0706	にんじん、かぶ、サラダ用ビート、サンシファイ、セルリアク、大根その他(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	●				
		0707	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	●				
		0708	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものにきざものとし、さやを除いてあるかないかを問わない)	●				
		0710	冷凍野菜(調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)	●				
		0712	乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。)	●				
		0713	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかまたは割ってあるかないかを問わない。)	●				
7	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	0803	バナナ	●				
		0804	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボガド、グアバ、マンゴー及びマゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る)	●				
		0805	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	●	●			
		0806	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	●				
		0807	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	●				
		0808	りんご	●				
		0812	一時的な保存に適した処理をした果実及びナット	●				
		0814	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のものに限る。)		●			
8	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	0902	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	●				
		0904	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破碎し又は粉砕したものに限る。)	●				
		0908	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	●				
		0909	アニス、大うきょう、うきょう、コリアンダー、クミン等	●				
		0910	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月桂樹の葉、香辛料	●				
9	穀物	1001	小麦及びメスリン	●				
		1005	とうもろこし	●	●		●	●
		1006	米	●	●	●	●	●
10	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	1102	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)	●	●	●	●	●
		1103	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	●	●			
		1104	その他の加工穀物	●	●			
		1105	ばれいしょの粉、ミール、フレーク粒及びペレット	●				
		1106	乾燥した豆、サゴヤシ、又は根若しくは根茎	●				
		1107	麦芽	●				
		1108	でん粉及びイヌリン	●	●			

第 5-2 表 ASEAN+1 型の FTA におけるインドネシアの上位センシティブ品目(その 3)

11	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	1201	大豆(割つてあるかないかを問わない。)	●			●	●
		1202	落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)	●				
		1203	コブラ	●				
		1207	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)	●				
		1208	採油用の種又は果実の粉及びミール	●				
		1209	播種用の種、果実及び胞子					
		1211	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分	●				
		1212	海草その他の藻類、ローカストビーンてん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核並びに仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		●			
12	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	1302	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩等	●				
13	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	1518	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹き込み又は真空若しくは不活性ガスの下で加熱重合その他の科学的な変性加工をしたものに限り、第 15、16 項のものを除く。)		●			
14	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	1604	魚(調整し又は保存に適する処置をしたものに限り。)	●				
15	糖類及び砂糖菓子	1701	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋な糖(固体のものに限り。)	●	●	●	●	●
16	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	2007	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト(加熱調理をして得られたものに限り、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		●			
	各種の調製食料品	2103	ソース、ソース用の調整品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調整したマスタード		●			
		2106	調整食料品(他の項に該当するものを除く)	●	●	●		
17	飲料、アルコール及び食酢	2202	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限り。)				●	
		2203	ビール	●	●	●	●	
		2204	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限り。)	●	●	●	●	
		2205	ベルモットその他のぶどう酒	●	●	●	●	
		2206	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。)	●	●	●	●	
		2207	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が 80% 以上のものに限り。)	●			●	●
		2208	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が 80% 未満のものに限り。)	●	●	●	●	
18	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	2306	その他の植物性の油(粉砕してあるかないか又はベレット状であるかないかを問わないものとし、第 23、04 項又は第 23、05 項のものを除く。)		●			
19	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	2710	石油及び歴精油(原油を除く。)					●

第 5-2 表 ASEAN+1 型の FTA におけるインドネシアの上位センシティブ品目(その 4)

20	有機化学品	2921	アミノ官能化合物		●			
		2922	酸素官能アミノ化合物		●			
		2924	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 非環式アミド	●	●			
		2932	複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するもの に限る。)	●	●			
		2933	複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するもの に限る。)	●	●			
		2934	核酸及びその塩(科学的に単一であるかを問わない。)並び にその他の複素環式化合物	●	●			
		2939	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有 する合成のものに限る。)及びその塩、エーテル、エステル その他の誘導体	●	●			
21	医療用品	3004	医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は 予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状に したものを含む。))又は小売用の形状若しくは包装にしたも のに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の 物品を除く。)	●	●			
		3006	この注4の医療用品	●	●	●		
22		3301	精油(かんきつ類の果実のものに限る。)		●			
		3302	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととし た混合物並びに香気性物質をもととしたその他の調整品	●	●	●		
23	写真用又は映画用の材料	3706	映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限るもの とし、サラウンドトラックを有するか有しないか又はサラウンド トラックのみを有するか有しないかを問わない。)					●
24	プラスチック及びその製品	3915	プラスチックのくず					●
		3917	プラスチック製の管、ホース		●			
		3919	プラスチック製の板、シート、フィルム		●			
		3920	プラスチック製のその他のシート、フィルム、はく及びスト リップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持 物を使用したもの及びこれらに類する方法により多の材料 と組み合わせたものを除く。)	●	●			●
		3922	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面 台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その 他これらに類する衛生用品		●			
		3923	プラスチック製の運搬用、包装用の製品、ふた、キャップ、 これに類するもの		●			
		3925	プラスチックの建設用品		●			
25	木材パルプ、繊維素繊維を原料 とするその他のパルプ、紙、板 紙の製品	4707	古紙		●			
26	絹及び絹織物	5002	生糸(よつてないものに限る。)				●	
27	衣類及び衣類付属品(メリヤス 編み)またはクロセ編みのもの に限る	6101	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、ア ノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウイ ンドジャケットその他これらに類する製品(第61.03項のもの を除く。)	●				
		6102	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、ア ノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウイ ンドジャケットその他これらに類する製品(第61.04項のもの を除く。)	●				
		6103	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボ ン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)	●				
		6104	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボ ン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)	●				
		6105	男子用のシャツ(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限 る。)	●				
		6106	女子用のシャツ(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限 る。)	●				
		6107	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャ マ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する 製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				

第 5-2 表 ASEAN+1 型の FTA におけるインドネシアの上位センシティブ品目 (その 5)

		6108	女子用のスリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				
		6109	Tシャツ、シングルレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				
		6110	ジャージ、ブルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				
		6111	乳児用の衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				
		6112	トラックスーツ、スキースーツ及び水着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				
		6114	その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				
		6115	パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類(段階的圧縮靴下(例えば、静脈瘤症用のストッキング)及び履き物して使用するもの(さらに別の底を取り付けていないものに限る。))を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				
		6116	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				
		6117	その他の衣類付属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)&及び衣類又は衣類付属品の部分(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	●				
28	衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)	6201	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.03項のものを除く。)	●				
		6202	女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック(スキージャケットを含む。)、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第62.04項のものを除く。)	●				
		6203	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)	●				
		6204	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)	●				
		6205	男子用のシャツ	●				
		6206	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス	●				
		6207	男子用のシングルレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	●				
		6208	女子用のシングルレットその他これに類する肌着、スリッパ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	●				
		6209	乳児用の衣類及び衣類付属品	●				
		6211	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類	●				
		6212	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部分品(メリヤス編みであるかないか又はクロセ編みであるかないかを問わない。)	●				
		6213	ハンカチ	●				
		6214	ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ペールその他これらに類する製品	●				
		6217	その他の衣類付属品(製品にしたものに限る。)&及び衣類又は衣類付属品の部分品(第62.12項のものを除く。)	●				

第 5-2 表 ASEAN+1 型の FTA におけるインドネシアの上位センシティブ品目(その 6)

29	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	6301	毛布及びびぎ掛け	●				
		6302	ベトリネン、テーブルリネン、トイレトリネン、キッチンリネン	●				
		6304	その他の室内用品(第94.04項のものを除く。)	●				
		6305	包装に使用する種類の袋	●				
		6306	ターボリン及び日よけ、テント、帆(ボート用、セールボート用又はランドクラフト用のものに限る。)並びにキャンプ用品	●				
		6307	その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。)	●				
		6308	織物と糸から成るセット(付属品を有するかを問わないものとし、ラブ、つづれ織り、刺繍を施したテーブルクロス又はナブキンその他これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもので、小売用の包装をしたものに限る。)	●				
		6309	中古の衣類その他の物品	●				
		6310	ぼろ及びくず(ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。)紡織用繊維のものに限る。	●				
30	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品	6404	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)					●
31	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	6601	傘		●			
32	調整羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	6702	人造の花		●			
		6704	かつら、付けひげ		●			
33	陶磁製品	6911	磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品					●
		6912	陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製のものを除く。)					●
34	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	7101	天然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸を通したものを含む。)	●				
		7108	金(白金メッキした金を含むものとし、加工していないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	●	●			
		7114	貴金属製の細工品		●			
35	鉄鋼	7208	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延をしたもので幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	●	●	●		
		7209	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	●	●	●		
		7210	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル以上のものに限る。)	●	●	●		
		7211	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。)	●	●			
		7212	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。)	●	●	●		
		7213	鉄又は非合金鋼の棒(熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。)		●			
		7214	鉄又は非合金鋼のその他の棒(鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。)		●			
		7215	鉄又は非合金鋼のその他の棒		●			
		7216	鉄又は非合金鋼の形鋼		●	●		
		7217	鉄又は非合金鋼の線		●			
		7219	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限る。)		●			
		7220	ステンレス鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル未満のものに限る。)		●			
		7222	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼		●			
		7223	ステンレス鋼の線		●			
		7228	その他の合金鋼のその他の棒		●			

第 5-2 表 ASEAN+1 型の FTA におけるインドネシアの上位センシティブ品目 (その 7)

36	鉄鋼製品	7301	鋼矢板(穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。)及び溶接形鋼	●	●			
		7303	鑄鉄製の管及び中空の形材	●	●			
		7304	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。)		●			
		7305	鉄鋼製のその他の管(例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が406.4ミリメートルを超えるものに限る。)		●			
		7306	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの)		●			
		7307	鉄鋼製の管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	●				
		7308	構造物及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第94.06項のプレハブ建築物を除く。)並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品		●			
		7309	鉄鋼製の貯蔵タンク		●			
		7310	鉄鋼製のタンク、樽、ドラム、缶		●			
		7311	圧縮ガス用または液化ガス用の鉄鋼製の容器		●			
		7313	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの(有刺のものであるかないかを問わない。)及び緩くよつた二重線で柵に使用する種類のもの		●			
		7314	ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル、網及び柵(鉄鋼の線から製造したものに限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル		●			
		7315	鉄鋼製の鎖及びその部分品					
		7317	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ(第83.05項のものを除く。)その他これらに類する製品(銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。)	●				
		7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金(ばね座金を含む。)その他これらに類する製品	●	●			
		7319	鉄鋼製の安全ピンその他のピン		●			
		7321	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器(セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。)、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品(家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。)及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。)		●			
		7323	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。)、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品		●			
		7324	衛生用品及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。)		●			
		7325	その他の鑄造製品(鉄鋼製のものに限る。)		●			
		7326	その他の鉄鋼製品		●			
37	銅及びその製品	7403	精製銅及び銅合金の塊		●			
38	アルミニウム及びその製品	7604	アルミニウムの棒及び形材		●			
		7609	アルミニウム製の管用継手		●			
39	鉛及びその製品	7802	鉛のくず		●			

第 5-2 表 ASEAN+1 型の FTA におけるインドネシアの上位センシティブ品目(その 8)

40	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	8413	液体ポンプ(計器付きであるかないかを問わない。)及び液体エレベーターで電動でないもの				●	
		8419	加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第85.14項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)				●	
		8426	タイヤ付機、移動式リフティングフレーム及びストラドルキャリアー				●	
		8427	フォークリフトトラック及び持ち上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業用トラックで自走式トラック(電動機により作動するものに限る。)				●	
		8430	その他のせん孔用又は掘削用の機械				●	
		8432	農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限る。)及び芝生用又は運動常用のローラー	●	●		●	
		8433	収穫期及び脱穀機(わら用又は牧草用のベレーを含む。)、草刈り機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械(第84.37項の機械を除く)	●			●	
		8437	種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械並びに製粉業用の機械及び穀物又は乾燥した豆の加工機械(農場用を除く。)	●			●	
41	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	8701	トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)		●			
		8702	10人以上の人員(運転手を含む。の)の輸送用の自動車					●
		8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)					●
		8704	貨物自動車					●
		8706	原動機付きシャシ(第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。)					●
		8707	車体(運転室を含むものとし、第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。)					●
		8710	戦車その他の装甲車両(自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。)及び部分品				●	
		8711	モーターサイクル(モベットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車(サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー					●
42	船舶及び浮き構造物	8905	浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用プラットフォーム				●	
43	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び付属品	9301	軍用兵器		●			
		9302	ピストル		●			
		9303	その他の火器		●			
		9304	その他の火器(空気銃等)		●			
		9305	火器の部分品		●			
		9306	爆弾、ミサイル等		●			
44	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	9503	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル		●			
		9505	祭り、カーニバル等の娯楽器具(クラッカー等)		●			
		9506	スポーツ用品		●			
		9507	釣り道具		●			
45	雑品	9601	その他工芸品		●			
		9607	ファスナー		●			
46	美術品、収集品及びこつとう	9701	絵画等芸術作品		●			

注：●印は 4 桁分類中に上位センシティブ品目（6 桁が存在していることを示す）

青色は 4 つの協定全てで、上位センシティブ品目が存在している。黄色は 3 つの協定で上位センシティブ品目が存在している。

資料：各協定文書より筆者作成。

5. まとめ

インドネシアは、鉱物資源、農業資源に恵まれた大国であり、かつ貿易収支も黒字基調であり今後の発展が期待される国家である。

この国の農業生産(FAO 統計)をかい摘んでみると、主食のコメの生産量は中国、インドに次いで世界第3位の生産量を誇る。パームオイル、ココナッツは第1位、天然ゴムは第2位、キャッサバは第3位、トウモロコシは第8位のように大農業国である。

しかしながら、主食のコメはかつては世界最大の輸入国であり、07年にも世界第2位の輸入国となっているが、08,09年は輸出も可能な状況になっている。

コメの生産については自給を目指しているが、毎年約300万ずつ増える人口に見合うだけの生産を安定的に確保できないように見受けられる。

同国の農業省は、今後、エスレート農業に力を入れ、熱帯産品を輸出することによって、不足が考えられる穀物を輸入することを考えている。

また、同国の経済成長も他のASEAN諸国に劣らず伸びてきていることから、国民所得も相当な勢いで増加すると予測されることから肉類・酪農品の輸入も増加するものと見込まれる。

今までインドネシアの貿易や投資に占める我が国の影響力は相当大的なものであったが、今後は徐々にそのシェアを失うものと想定される。

しかしながら、同国が今後ともASEAN諸国の中核をなすことが考えられることから同国との関係を深めることが重要である。